



第6章 介護保険事業の推進



第6章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスの見込量

(1) 見込量の推計方法

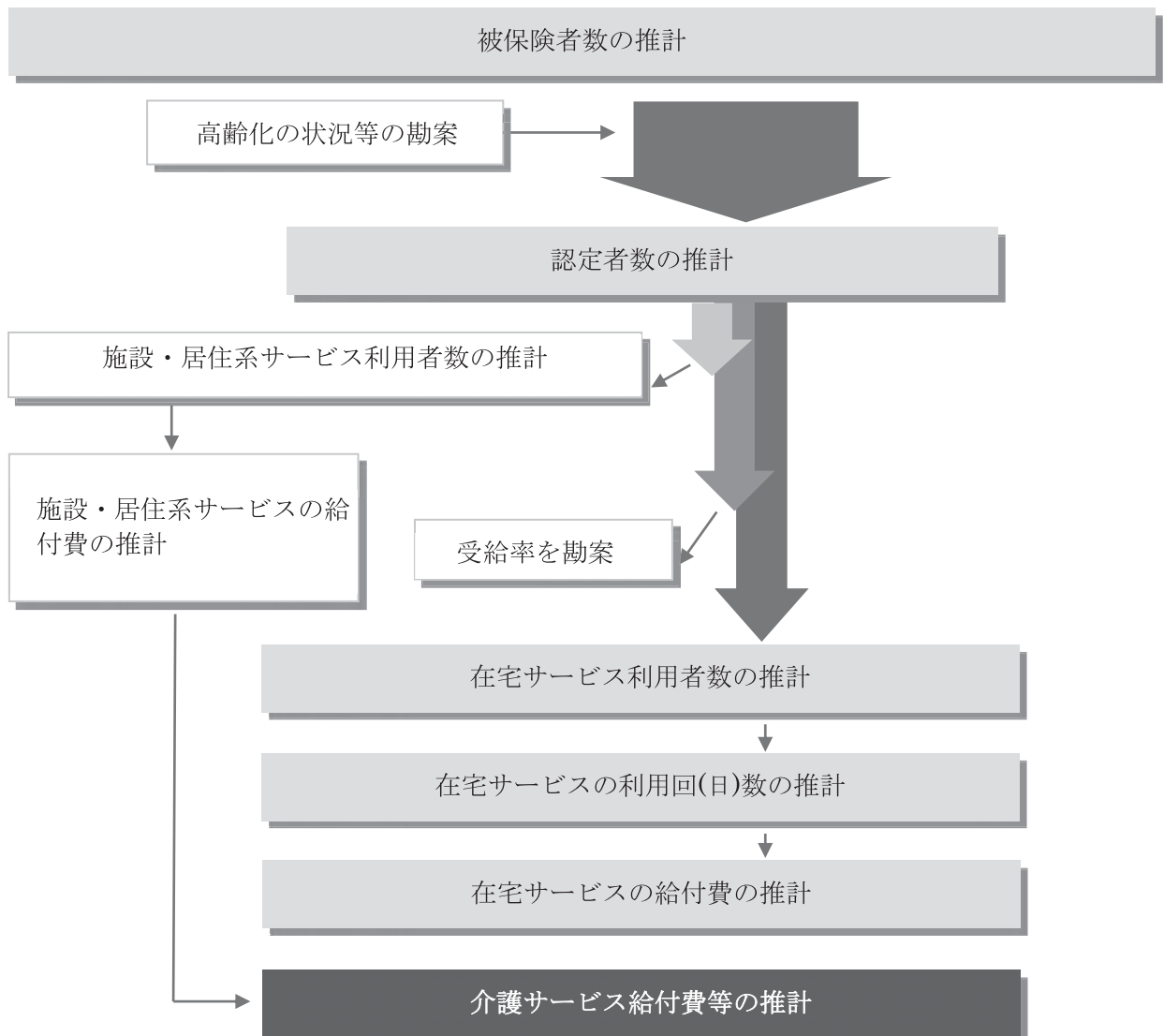
第7期介護保険事業の見込量は、次のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に高齢化の状況等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

【介護保険給付費等の推計手順】



(2) 第7次医療計画との整合性の確保について

① 基本的な方針

愛媛県は、2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要を推計し、昨年度末までに地域医療構想を策定しました。この構想を実現するためには、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があります。第7次医療計画(平成30年度から平成35年度(2023年度))及び第7期介護保険事業計画(平成30年度から平成32年度(2020年度))においては、この受け皿の整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や、介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に設定する必要があります。

② 第7期介護保険事業計画における介護サービス量の見込み方法について

【病床の機能分化・連携に伴い生じる介護施設の追加的需要量(推計値)】

	平成32年度末 (2020年度末)	平成35年度末 (2023年度末)	平成37年度末 (2025年度末)
追加的需要量 ①	165.7	331.4	441.9
療養病床からの転換分 ②	80.0	227.0	227.0
介護施設追加必要量 (①-②) × 3/4 ③	64.3	78.3	161.2

【介護サービス量の見込み方法】

介護施設追加必要量65人分について、必要介護サービス量として見込み、医療計画との整合性を図ることとします。

(3) 第7期計画期間における介護サービス基盤整備方針

第6期介護保険事業計画期間において、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2施設79床、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）3事業所定員54人の施設整備を行いました。依然として待機者は存在しています。

一方で、人口推計の結果、後期高齢者人口については、平成39年（2027年）をピークに減少に転じること、介護人材不足等を勘案すると、新たに建物を整備するのではなく、できる限り既存の施設を活用し、必要最小限の施設整備を図るとともに、在宅介護サービスを充実させ、在宅生活の限界点を高めていくことが必要と考えます。家族介護者の負担を軽減し、介護離職ゼロを目指します。

① 特別養護老人ホームの整備

既存の広域型特別養護老人ホームを対象に、20床の増床を図ります。

② グループホームの整備

グループホーム2ユニット定員18人の整備を行います。（現在1ユニットの事業所の増床が望ましいが、市内に4事業所しかないことから、新規にグループホーム1事業所（2ユニット定員18人）を設立することも可）

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をおこなうサービスであり、国においては、在宅生活を支えるための重要なサービスとして位置付けられています。市内には2事業所が整備されていますが、第7期期間中においては、各包括単位（市内6か所）に1事業所以上の整備を目指します。

(4) 地域密着型サービスの必要利用定員数の設定

第7期計画期間における、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を下記のとおり定めます。

■今治市全体の地域密着型サービスの必要利用定員数の設定

単位：人

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	87	87	87
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	477	495	495
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0

※療養病床からの転換分は除く

(5) 介護サービスの見込量

サービス別の見込額、利用者数、回数（日数）は、以下のとおり見込んでいます。介護予防サービス見込額と、次頁に掲載した介護サービス見込額を合算した額が、第7期における総給付費となります。

■介護予防サービス給付費・利用者数・回数（日数）

		実績(見込み)		第7期		平成37年度 (2025年度)	
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)		
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	給付費(千円)	121,810					
	人数(人)	604					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	13,600	14,505	14,512	14,819	14,819	
	回数(回)	372.0	388.9	388.9	395.7	395.7	
	人数(人)	36	38	38	39	39	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,311	4,316	4,318	4,318	4,318	
	回数(回)	69.5	129.1	129.1	129.1	129.1	
	人数(人)	8	13	13	13	13	
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,109	2,429	2,695	2,950	2,950	
	人数(人)	25	29	32	35	35	
介護予防通所介護	給付費(千円)	186,092					
	人数(人)	558					
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	125,577	148,974	169,128	190,124	200,179	
	人数(人)	337	399	453	509	537	
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,951	5,876	5,879	6,323	6,323	
	日数(日)	42.7	82.4	82.4	90.2	90.2	
	人数(人)	8	12	12	13	13	
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	131	904	905	905	905	
	日数(日)	1.2	8.4	8.4	8.4	8.4	
	人数(人)	0	2	2	2	2	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	51,400	58,191	64,867	71,933	73,512	
	人数(人)	808	913	1,015	1,123	1,150	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	4,103	5,246	5,246	5,246	5,435	
	人数(人)	21	27	27	27	28	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	40,352	44,328	45,366	47,441	49,516	
	人数(人)	36	40	41	43	45	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	18,487	17,476	17,484	17,484	17,484	
	人数(人)	22	21	21	21	21	
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	28,294	33,174	35,040	35,958	38,728	
	人数(人)	39	45	48	49	53	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	5,457	5,484	5,487	5,487	5,487	
	人数(人)	2	2	2	2	2	
(3) 介護予防支援							
	給付費(千円)	91,349	41,031	41,158	41,539	41,318	
	人数(人)	1,689	755	757	764	760	
合計		給付費(千円)	694,022	381,934	412,085	444,527	460,974

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

■介護サービス給付費・利用者数・回数（日数）

		実績(見込み)		第7期		平成37年度 (2025年度)
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	1,038,525	1,063,099	1,104,659	1,150,878	1,181,984
	回数(回)	34,287.5	34,978.2	36,330.5	37,844.0	39,089.3
	人数(人)	1,964	2,012	2,078	2,152	2,245
訪問入浴介護	給付費(千円)	79,925	79,957	79,993	79,993	81,529
	回数(回)	569	566.8	566.8	566.8	577.7
	人数(人)	106	107	107	107	109
訪問看護	給付費(千円)	184,072	210,628	231,711	252,235	258,332
	回数(回)	3,350.1	3,855.3	4,245.2	4,626.0	4,739.4
	人数(人)	342	395	434	472	484
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	84,733	93,433	101,722	109,923	116,645
	回数(回)	2,481.2	2,718.6	2,955.9	3,192.3	3,387.1
	人数(人)	208	221	241	261	277
居宅療養管理指導	給付費(千円)	42,363	46,256	50,968	55,797	57,076
	人数(人)	465	505	556	608	625
通所介護	給付費(千円)	1,749,116	1,721,155	1,731,222	1,749,615	1,811,649
	回数(回)	18,852	18,427.8	18,528.4	18,714.9	19,334.2
	人数(人)	1,827	1,848	1,858	1,876	1,937
通所リハビリテーション	給付費(千円)	978,739	1,060,192	1,111,620	1,174,399	1,255,689
	回数(回)	9,840.6	10,563.4	10,999.0	11,532.6	12,304.1
	人数(人)	1,119	1,153	1,197	1,251	1,334
短期入所生活介護	給付費(千円)	335,400	340,994	342,956	347,485	360,496
	日数(日)	3,467.9	3,503.2	3,522.3	3,568.9	3,706.7
	人数(人)	372	386	388	393	409
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	89,384	96,631	104,212	116,629	122,497
	日数(日)	691.9	741.5	797.4	890.5	935.6
	人数(人)	95	101	108	120	126
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	7,234	8,529	8,532	10,186	9,359
	日数(日)	88.7	103.1	103.1	125.1	114.1
	人数(人)	9	11	11	13	12
福祉用具貸与	給付費(千円)	435,344	444,412	462,042	483,532	501,936
	人数(人)	3,060	3,126	3,235	3,366	3,492
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	17,326	18,555	19,070	19,293	20,855
	人数(人)	62	66	68	69	75
住宅改修費	給付費(千円)	52,087	61,787	66,695	78,490	79,536
	人数(人)	53	63	68	80	81
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	477,978	476,993	477,207	477,207	477,207
	人数(人)	207	206	206	206	206
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	23,578	128,437	256,990	385,485	385,485
	人数(人)	10	60	120	180	180
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	53,488	60,202	66,515	72,226	72,226
	人数(人)	29	35	38	41	41
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	124,607	124,999	126,993	137,072	148,917
	回数(回)	1,015.8	1,012.9	1,033.1	1,121.9	1,215.3
	人数(人)	80	86	88	96	104
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	755,036	851,256	912,541	978,214	1,069,367
	人数(人)	310	348	372	398	436
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	1,270,949	1,412,576	1,465,692	1,465,692	1,465,692
	人数(人)	438	484	502	502	502
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	236,717	252,258	252,371	252,371	252,371
	人数(人)	82	87	87	87	87
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	124,804	135,828	146,289	158,771	176,753
	人数(人)	42	44	48	52	57
地域密着型通所介護	給付費(千円)	431,644	455,592	459,478	464,340	490,575
	回数(回)	4,634.1	4,781.3	4,819.5	4,867.8	5,129.4
	人数(人)	515	529	533	538	566
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,995,648	2,140,461	2,199,357	2,199,357	2,199,357
	人数(人)	696	743	763	763	763
介護老人保健施設	給付費(千円)	2,511,338	2,639,677	2,640,859	2,640,859	2,640,859
	人数(人)	803	839	839	839	839
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)		260,987	260,987	260,987	855,697
	人数(人)		64	64	64	211
介護療養型医療施設	給付費(千円)	699,208	594,444	594,710	594,710	
	人数(人)	174	147	147	147	
(4) 居宅介護支援						
合計	給付費(千円)	14,522,287	15,510,071	16,019,144	16,476,815	16,916,369
	人数(人)	4,640	4,666	4,740	4,841	5,227

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費」の見込みは、下表のとおりです。

■標準給付費の見込み

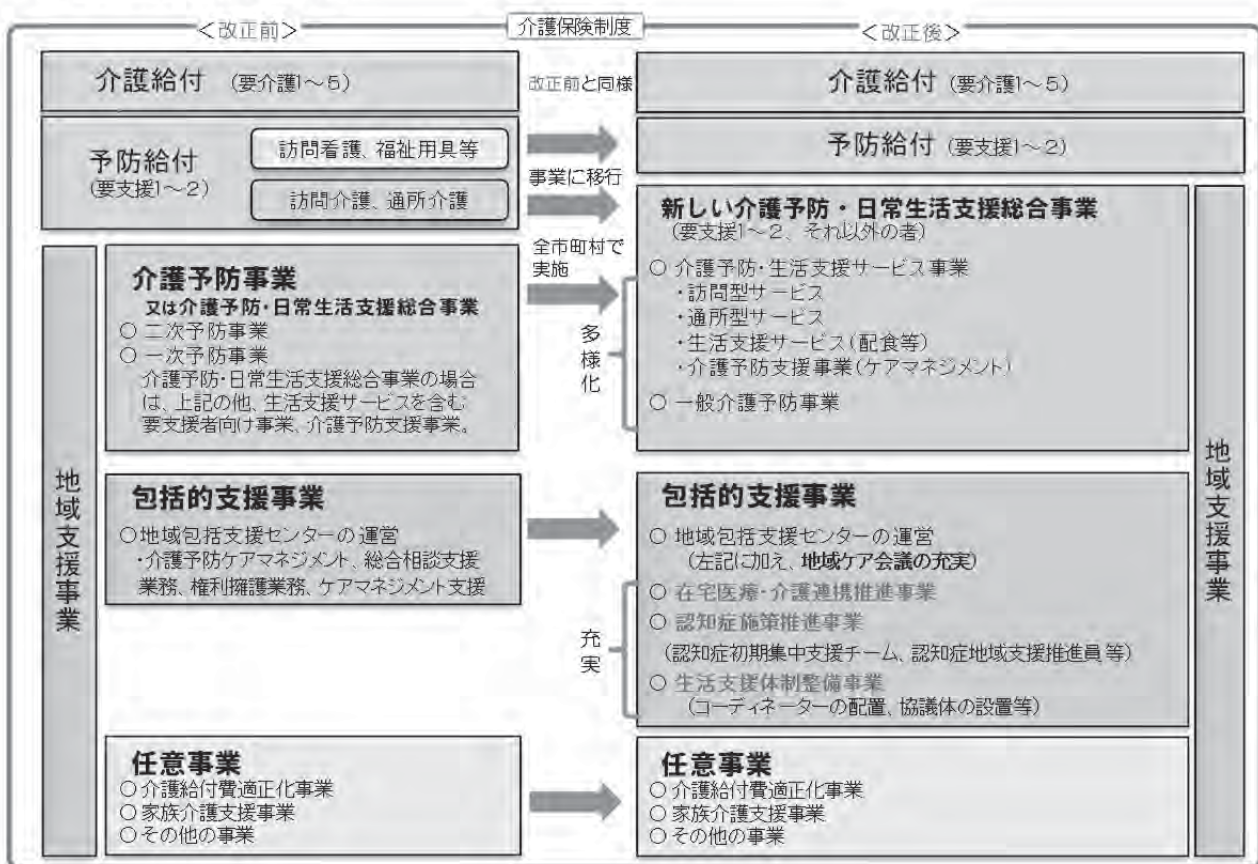
	合計	第7期			平成37年度 (2025年度)
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
標準給付費見込額（千円）	53,002,969	16,915,005	17,678,755	18,409,209	18,970,228
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）（千円）	49,822,952	15,886,172	16,619,077	17,317,703	17,811,301
総給付費	49,244,576	15,892,005	16,431,229	16,921,342	17,377,343
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額（千円）	24,801	5,833	9,216	9,751	10,493
消費税率等の見直しを勘案した影響額（千円）	603,176	0	197,064	406,112	444,451
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）（千円）	1,760,306	569,512	586,598	604,196	624,200
特定入所者介護サービス費等給付額（千円）	1,760,306	569,512	586,598	604,196	624,200
補足給付の見直しに伴う財政影響額（千円）	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額（千円）	1,150,487	372,217	383,384	394,886	434,375
高額医療合算介護サービス費等給付額（千円）	204,396	66,128	68,112	70,156	77,172
算定対象審査支払手数料（千円）	64,828	20,976	21,584	22,268	23,180
審査支払手数料一件あたり単価（円）		76	76	76	76
審査支払手数料支払件数（件）	853,000	276,000	284,000	293,000	305,000
審査支払手数料差引額（千円）	0	0	0	0	0

2 地域支援事業

平成29年4月から、これまでの予防給付や介護予防事業の一部は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。総合事業では、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的・効率的な支援を行います。

また、平成27年度から、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業などが包括的支援事業として位置付けられています。

■地域支援事業の全体像



■地域支援事業費の見込み

	合計	第7期			平成37年度 (2025年度)
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
地域支援事業費(千円)	2,614,985	822,250	887,183	905,552	955,552
介護予防・日常生活支援総合事業費(千円)	1,707,522	548,529	570,962	588,031	638,031
包括的支援事業・任意事業費(千円)	907,463	273,721	316,221	317,521	317,521

3 第7期の介護保険料

(1) 第1号被保険者負担相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合（第7期は23%見込み）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込みを勘案し、介護給付費等準備基金 600,000 千円を控除した額が保険料収納必要額となり、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。

■第1号被保険者負担分相当額の見込み

	合計	第7期			平成37年度 (2025年度)
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
第1号被保険者負担分相当額(千円)	12,792,129	4,079,569	4,270,166	4,442,395	4,981,445
調整交付金相当額(千円)	2,735,525	873,177	912,486	949,862	980,413
調整交付金見込額(千円)	3,712,404	1,192,759	1,237,331	1,282,314	1,352,970
調整交付金見込交付割合(千円)		6.83%	6.78%	6.75%	6.90%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9740	0.9761	0.9777	0.9777
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		0.9871	0.9868	0.9868	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		0.9609	0.9653	0.9686	0.9777
所得段階別加入割合補正係数		0.9450	0.9450	0.9450	0.9450
保険料収納必要額(千円)	11,215,250				4,608,888
予定保険料収納率	98.0%				98.0%

(2) 第1号被保険者の所得段階別の人数の見込み

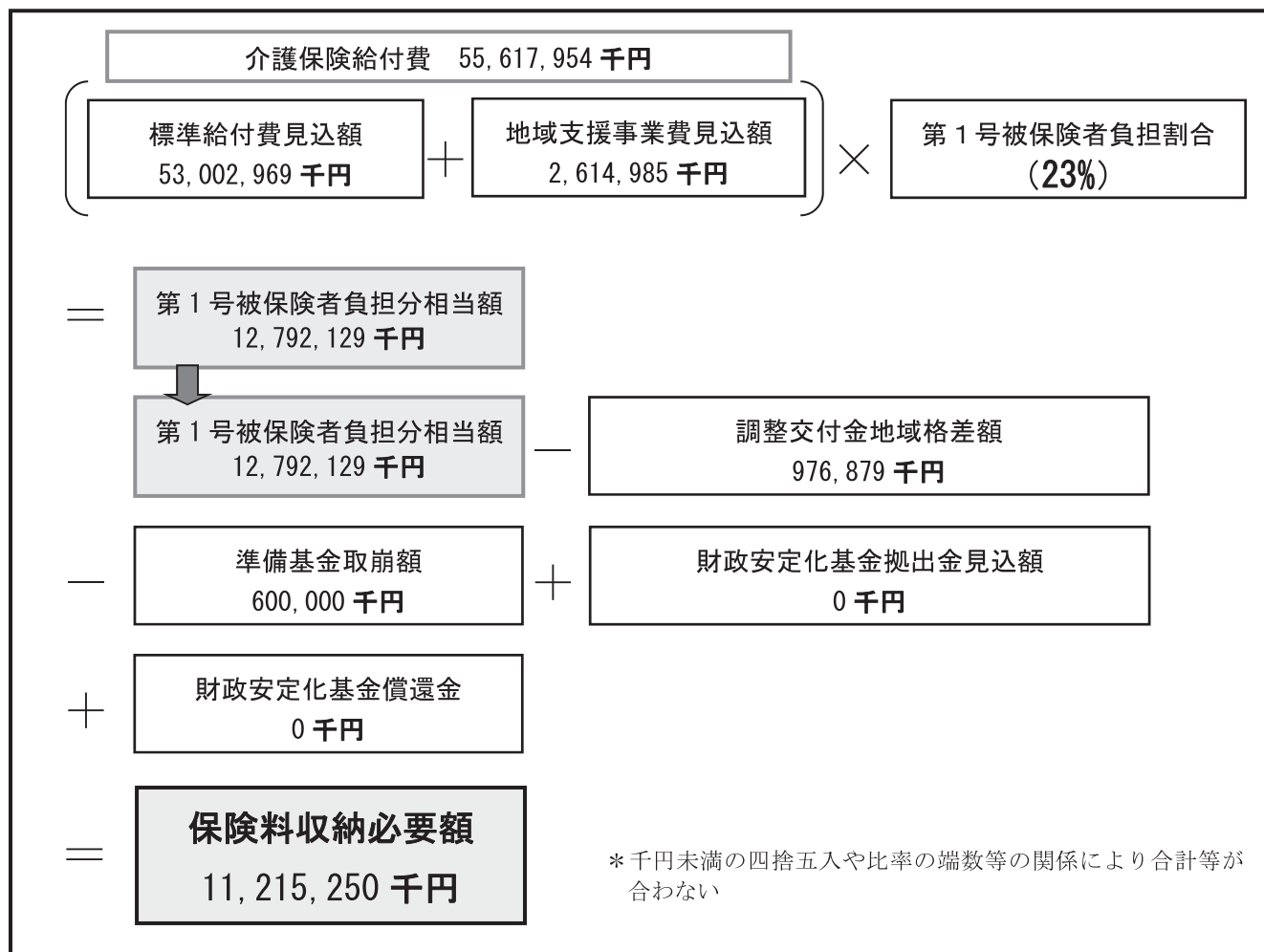
第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくこととなります。

本市における第1号被保険者の所得段階別の人数は以下のとおりに設定しました。

■所得段階別の人数の見込み

	合計	第7期			平成37年度 (2025年度)
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
第1段階	32,688	10,935	10,904	10,849	10,360
第2段階	21,640	7,239	7,219	7,182	6,859
第3段階	15,894	5,317	5,302	5,275	5,037
第4段階	16,269	5,442	5,427	5,400	5,156
第5段階	23,267	7,783	7,762	7,722	7,374
第6段階	23,799	7,961	7,939	7,899	7,543
第7段階	16,146	5,401	5,386	5,359	5,117
第8段階	6,612	2,212	2,206	2,194	2,096
第9段階	7,960	2,663	2,655	2,642	2,523
合計	164,275	54,953	54,800	54,522	52,065
所得段階別加入割合補正後被保険者数	155,402	51,985	51,840	51,577	49,253

【保険料収納必要額の算定】



※調整交付金地域格差額=75歳以上の後期高齢者や所得が低い高齢者の占める割合が高い市町村では、第1号被保険者保険料が高くなるため、これらの要素による保険料の格差を是正するために、全国ベースで給付費の5%相当分が、市町村の状況に応じて、国から「調整交付金」として交付される。本市は全国平均に比べて後期高齢者の割合・所得が低い高齢者の割合が高いため、調整交付金の交付割合は全国ベース(5.0%)よりも高くなり、この格差額分が第1号被保険者負担分相当額から軽減される。今後、2025年にかけて第1号被保険者に占める後期高齢者の割合も全国的に高くなると予測されており、後期高齢者加入割合のばらつきは縮小傾向となることが見込まれ、調整交付金の調整機能が縮小することが予想される。このような状況を踏まえ、平成30年度より、調整交付金における年齢区分について、現行の①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化することにより、調整機能が強化される。ただし、第7期計画期間においては、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和措置が講じられる。

※準備基金 金=「準備基金(介護保険給付費等準備基金)」とは、市町村において第1号被保険者保険料の余剰分を積み立てておくための基金であり、取り崩して保険料軽減に活用できる。

※財政安定化基金=「財政安定化基金」とは、介護保険財政が悪化したり、赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金(国・県・市町村が3分の1ずつ負担)。介護保険法の改正により基金を取り崩して市町村の保険料軽減等に活用することが可能となった。

(3) 第7期の介護保険料設定について

本市においては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定を行うとする国の考え方に沿った形で、高所得者への応能負担による多段階化を実施し、引き続き9段階とします。

$$\begin{aligned} \text{基準額（月額）} &= \text{保険料収納必要額（11,215,250千円）} \div \text{予定保険料収納率（98.0\%）} \\ &\div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数（155,402人）} \div 12 \text{月} \\ &= 6,137 \text{円} \end{aligned}$$

■所得段階別対象者と基準額に対する割合

所得段階	対象となる方		基準額	調整率	保険料（年額）
第1段階	○生活保護受給者の方 ○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で世帯全員が住民税非課税の方		73,600円 （年額） 6,137円 （月額）	×0.45 ※	33,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方		×0.75	55,200円
第3段階		上記以外の方		×0.75	55,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている方がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		×0.9	66,300円
第5段階		上記以外の方		×1.0	73,600円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.2	88,400円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		×1.3	95,700円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		×1.5	110,500円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上の方		×1.7	125,200円

※低所得者に対する軽減強化 平成27年度～ 第1段階調整率 ×0.5 ⇒ ×0.45

・平成30年4月以降は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額と、第1段階から第5段階の方については、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

4 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資すると考えられます。

利用者の選択により、適切かつ良質なサービスが提供されるよう、引き続き体制整備に取り組んでいきます。

(1) 介護保険制度の普及啓発

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービス利用の前提となる要介護認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担に係る各種軽減制度の手続きなどについて、ホームページ、パンフレットなどにより市民啓発を積極的に行います。

(2) 要介護認定の適正な実施

要介護認定は、サービスを利用するための大前提です。要介護度により被保険者が利用できる介護サービスの種類や回数などを決定する重要な要素であることから、要介護認定の公正かつ迅速な実施が求められています。本市では、調査票のチェック専門の職員を2名配置し、全ての調査について調査項目の選択誤りがないか、確認しています。

本業務に携わる認定調査員、介護認定審査会委員の資質の向上を図るため、県や関係機関と連携し、研修を継続的に実施するなかで、適正な要介護認定に努めます。

(3) 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化については、平成29年度に愛媛県が策定した「第4期愛媛県介護給付適正化プログラム」に沿って、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の送付に重点を置きながら、国保連介護給付適正化システムなどにおける給付実績の活用についても積極的に取り組んでいます。

平成30年度からは、介護保険法の一部が改正され、市町村が策定する介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。本市においては、第7期事業計画とは別に、整合性が図られた形で介護給付適正化計画を定めることとします。

(4) サービス事業者の指導監督

介護保険における施設・事業所に対する指導監督は、適正な制度運用を確保する観点から極めて重要です。保険者の立場から、サービス事業者に対して立ち入り調査等を実施することにより、サービスの質の向上や保険給付の適正な実施を図ります。

また、市が指定・指導監督権限を有する地域密着型サービス事業者や、平成 30 年 4 月より指定・指導監督権限が県から市に移譲される居宅介護支援事業所に対しても、実地指導等により適切に指導を行い、法令遵守及びサービスの質の確保・向上に努めます。

(5) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

全国的に高齢化が進む中、人口減少とあいまって労働力人口の減少が進むため、現状のまま推移した場合、介護を担う人材の不足が大きな課題となっております。特に団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、全国で 37.7 万人の介護人材が不足すると推計されています。

本市においても介護人材不足は大きな課題となっており、平成 28 年度に実施した事業所アンケートにおいても、介護人材の育成・確保を求める意見が多く寄せられています。今後も後期高齢者人口は増加し、介護需要が更に増加することが見込まれるため、これまで愛媛県において実施されていた施策に加え、今治市においても市独自の取組を推進する必要があります。

① 介護人材の確保

不足する介護人材を確保するため、高校生など将来を見据えた介護人材の確保に向けた取組を推進するとともに、中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進を目指します。

主な取組	取組内容
介護人材を確保する為の検討会を開催	今治市独自の介護人材確保・定着へ向けた取組を実施するため、介護サービス事業者・学識経験者等で構成される検討会を開催します。地域の実情に応じた施策の検討を行います。
介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進	平成 28 年度に実施した、要介護認定を受けていない高齢者に対するアンケートにおいて、何らかの形で地域づくりに参加したいと答えられた方の割合が約半数を占めていました。今治市社会福祉協議会・シルバー人材センターと連携し、就労意欲のある方について雇用につなげていきます。

② 介護人材の定着

介護職に就いた方が長く働くことができるよう、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減支援を推進します。

主な取組	取組内容
処遇改善加算の適正な運用	処遇改善加算の取得を推進し、着実な介護職員の賃金向上を図るとともに、職場環境についても改善指導を行います。
介護ロボット導入支援による負担軽減	介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の費用の一部を、愛媛県が予算の範囲内において補助することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知し、もって介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を目指します。

③ 介護人材の育成

質の高い介護サービスを安定的に提供できるよう、介護人材のスキルアップを促進します。

主な取組	取組内容
介護支援専門員研修会の開催	毎年介護支援専門員を対象とした研修会を実施しています。地域包括ケアシステム構築において重要な役割を果たす介護支援専門員の質の向上を図ります。
今治市グループホーム交流会	今治市内のグループホームが2ヶ月に1回、自主的に研修会を開催しています。グループホーム同士で意見交換を行うことにより、職員の資質・サービス向上に繋がっています。

